第１部 特集・トピックス

国際テロ対策

特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「国際テロ対策」です。

平成13年９月11日に発生した米国における同時多発テロ事件は、約3,000人の犠牲者を出し、その国籍も我が国を含め約80か国に上るなど、イスラム過激派のテロの脅威を多くの国々に認識させることになりました。そして、28年はこの同時多発テロ事件の発生から15年目の年となります。

この間、警察では、16年に警察庁に外事情報部を新設し、それまで外事課に置かれていた国際テロリズム対策室を課に発展的に改組するなど、国際テロ対策を強化し、

○テロの脅威に係る情報収集・分析等の強化

○重要施設等の警戒警備の徹底

○官民一体の「日本型テロ対策」の推進

等の様々な取組を行ってきました。

他方で、27年１月及び２月に、シリアにおいて邦人２人が犠牲となる邦人殺害テロ事件が発生したことに加え、同年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件では多数の犠牲者が出るなど、世界各地でテロが発生している状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっています。

我が国では、31年にはラグビーワールドカップ大会が、32年には2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。中でも、夏季オリンピック・パラリンピック競技大会が我が国で開催されるのは、昭和39年以来２度目、56年ぶりのことです。

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界中から多数の要人、選手団、観客等が集まるなど、国際的な注目度の極めて高い行事であり、これらの機会を狙った国際テロへの対策に万全を期す必要があります。

国民の安全を確保し、国際社会のテロ対策の一翼を担うという観点からも、警察としてテロの未然防止及び万一テロが発生した場合の対応に万全の体制を整備することは、重要な責務です。警察では、情報収集・分析の強化によりテロの未然防止対策を講ずるとともに、テロ対処部隊の充実強化により事態対処能力の向上を推進しています。

この特集では、まず第１節で国際テロ情勢の推移とサイバー空間における脅威を概観し、第２節で警察が取り組んでいる国際テロ対策や諸外国の国際テロ対策を紹介します。そして、第３節で今後の警察の国際テロ対策を展望するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策について記述します。

テロの発生を未然に防止するためには、警察による取組だけでは十分ではなく、国民の理解と協力を得て、官民が一体となってテロ対策を推進することが不可欠です。この特集が、国民の皆様の警察の取組に対する理解を深めるとともに、今後の国際テロ対策について考えていただく一助となれば幸いです。

1 国際テロ情勢の推移

(1) イスラム過激派

❶ AQ(注)の台頭

平成13年９月に発生した米国における同時多発テロ事件で世界に衝撃を与えたイスラム過激派AQは、ソ連のアフガニスタン侵攻に対して戦ったアラブ人を集めて、オサマ・ビンラディンによって結成された。


オサマ・ビンラディン(AFP=時事)

AQの目標は、彼らが非イスラム的とみなす政権を転覆させ、イスラム諸国から西洋人や非イスラム教徒を追放することを通じて世界中に汎(はん)イスラム主義のカリフ統治国を樹立することにあるとされる。

とりわけ、その反米思想については、サウジアラビアへの米軍駐留に対する反発が契機となっており、オサマ・ビンラディンは、10年、「米国がイスラムの地から出ていくまでは、米国人とその同盟者に関しては、市民であろうと軍人であろうと、いかなるところでもこれを殺害せよ。これは聖戦（ジハード）である」との宗教令（ファトワ）を発するなど、その反米姿勢を明確にした。

AQは、アフガニスタンにおいて多数の外国人戦闘員を受け入れてテロ訓練等を実施し、AQの下でテロ訓練を受けた者が後に世界各地でAQ関連組織の幹部となるなど、イスラム過激派のネットワークの拡大に影響を与えた。

AQ関連組織は、中東、北アフリカ、東南アジア等世界各地に存在している。

❷ 米国における同時多発テロ事件等

13年９月11日に発生した米国における同時多発テロ事件は、テロリストが、旅客機４機を同時にハイジャックし、乗員・乗客と共にニューヨークの世界貿易センタービル等に激突させるという前例のない手口により、約3,000人の犠牲者を出し、世界に衝撃を与えた。

ニューヨークでは、同日午前８時46分（日本時間午後９時46分）頃、マンハッタン島南端にある超高層ビルである世界貿易センタービルの北棟にアメリカン航空11便（ボストン発ロサンゼルス行き）が激突、さらに午前９時３分（日本時間午後10時３分）頃、南棟にユナイテッド航空175便（ボストン発ロサンゼルス行き）が激突した。航空機は、ビルに激突後爆発炎上し、世界貿易センタービルは両棟とも倒壊した。

ワシントンでは、同日午前９時37分（日本時間午後10時37分）頃、アメリカン航空77便（ワシントン発ロサンゼルス行き）が国防総省ビルに激突し、同ビルが炎上した。また、ペンシルベニア州では、同日午前10時３分（日本時間午後11時３分）頃、ユナイテッド航空93便（ニューアーク発サンフランシスコ行き）が墜落した。

注：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

携帯電話で地上と連絡を取っていた同機の乗客らは、世界貿易センタービルに対するテロの発生を知り、ハイジャック犯に抵抗したものとみられており、同機は、乗客とハイジャック犯が操縦かんを奪い合ったことを示す異常な動きを何度も見せながら飛行を続けた後、同州ピッツバーグ近郊に墜落した。

米国は、同月、この事件にAQの指導者であるオサマ・ビンラディンが関与していることを公表し、同年10月には、同人を庇護下に置いているとして、当時アフガニスタンを実効支配していたタリバーン政権に対して軍事行動を開始した。

また、この事件を契機に、イスラム諸国を含む多くの国々が、AQを始めとするイスラム過激派によるテロの脅威を改めて認識し、各種のテロ対策が進められることとなった。その結果、AQ最高幹部の１人であり、同時多発テロ事件の計画立案者であるとされるハリド・シェイク・モハメドを始め、多くのAQメンバーの身柄が拘束され、世界に広がったテロリストのネットワークの一端が明らかにされるなど、各国のテロ対策は一定の効果を上げた。

一方、米国における同時多発テロ事件の発生以降も、14年10月に発生したインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件、16年３月に発生したスペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件、17年７月に発生した英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件等、AQと関係を有するとされるイスラム過激派等によるテロ事件が、世界各地において多数発生した。

米国における同時多発テロ事件（Chao Soi Cheong/AP/アフロ）

❸ オサマ・ビンラディンの死亡

23年５月、米国の作戦によりオサマ・ビンラディンが死亡した。その後AQの新たな指導者となったアイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハードの継続を表明した。その後も、紛争が続く中東・北アフリカ地域を中心に、複数のAQ関連組織が活発に活動している。

（2）イスラム過激派以外の国際テロ組織

一方、このようなイスラム過激主義に基づくテロ組織のほかに、過激な政治思想に基づくテロ組織も存在する。例えば、左翼テロ組織として、「コロンビア革命軍」、ペルーの「センデロ・ルミノソ」等を挙げることができる。

オサマ・ビンラディンが潜伏していた建物（時事）

2 世界の国際テロ情勢

(1) ISIL(注)の台頭と世界各地への影響

❶ ISILの台頭

ISILは、AQ関連組織であったが、AQとの方針の違いから平成26年にAQ中枢と決別した後、同年６月にイラク北部の都市モスルを制圧するなど、次々とその支配地域を広げ、イラクの首都バグダッドにも迫る勢いを見せた。さらに、ISIL指導者のアブ・バクル・バグダディがイスラム教の預言者ムハンマドの代理人（後継者）を意味するカリフを自称するとともに、イラクとシリアにまたがる地域に「イスラム国」の樹立を宣言した。

ISILは、「イスラム国」樹立を宣言した後、同組織のオンライン機関誌「ダービク」等の各種メディアを通じて、イラク及びシリアにまたがる広大な地域を支配していると主張するとともに、アブ・バクル・バグダディに忠誠を誓うこと及びISILが支配する地域に移住（ヒジュラ）することは全てのイスラム教徒にとっての義務であると主張した。

ISILの戦闘員（AFP＝時事）

また、ISILは、イラク及びシリアにまたがる地域において、イスラムの教えを独自に解釈し、これに基づき、ISILに反対の立場をとる勢力や異なる宗派・宗教の人々を処刑したり、奴隷にしたりするなどの残虐な行為を繰り返している。

このようなISILの台頭を受けて、米国の呼び掛けにより、26年９月、欧米諸国等から成る「対ISIL有志連合」が結成された。また、同年８月から欧米や中東諸国がイラク、シリアのISILの拠点に対する空爆等を継続して行っている。さらに、27年11月にISILによるテロを非難する国際連合安全保障理事会決議が採択されるなど、国際社会による取組も強化されている。

ISILによるテロを非難する決議を採択する
国際連合安全保障理事会（AA/時事通信フォト）

❷ 世界各地への影響

ISILの台頭を受けて、北・西アフリカ、東南アジア等世界各地の多数のイスラム過激派組織が、ISILに対する忠誠や支持を表明した。こうした組織の中には、かつてはAQへの支持を表明していた組織も含まれており、その後ISILが、自らの「州」だと主張している組織もある。28年２月現在、ISILの「州」とされた組織は、サウジアラビア、イエメン、エジプトのシナイ半島、リビア、アルジェリア、アフガニスタン及びパキスタン、ナイジェリア、ロシアのコーカサス地方に存在し、治安機関、シーア派住民、同派施設等を標的としたテロを行っている。

また、ISILは、インターネットを通じて、世界のイスラム教徒に向けて「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等の市民を殺害するよう呼び掛けており、これに呼応して実行された可能性のあるテロ事件も発生している。

注：Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語

図表特－１　世界各地のISIL・AQの関連組織

平成28年２月現在

❸ ISILとAQの対立

ISILとAQは、それぞれを非難するプロパガンダを展開している。ISILは、機関誌等において、イスラム教のシーア派等を攻撃しないAQを、真のイスラムの教えを実践していないなどと糾弾している。一方で、AQの指導者であるアイマン・アル・ザワヒリは、ISILがシーア派を含む同じイスラム教の他の宗派を攻撃及び弾圧していることを非難し、アブ・バクル・バグダディをカリフと認めないとして、ISILに対する否定的な見方を示している。ただし、アイマン・アル・ザワヒリは、ISILがAQに敵対することで、AQが唱導してきた米国及びその同盟国に対する戦いが妨げられていると指摘した上で、ISILとの敵対をやめるよう呼び掛け、共通の敵である米国及びその同盟国と戦うためならば、ISILと協力できるとも述べており、ISILとの対立を解消しようとする意図もうかがわれる。

アブ・バクル・バグダディ（AA/時事通信フォト）

(2) 外国人戦闘員の問題

テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航するいわゆる外国人戦闘員の増加は、各国にとって重大な懸念となっている。世界100か国以上から２万５千人以上の外国人戦闘員がISILやAQ関連組織等に参加しているとされており、その多くがイラク及びシリアに渡航しているものとみられる。外国人戦闘員については、渡航先の国において紛争を激化・長期化させる要因となることや、出身国等においてテロを引き起こす危険性が懸念されている。

実際に、平成26年５月、ベルギーのブリュッセルにおいてユダヤ博物館を襲撃し４人を殺害した犯人や、27年11月、フランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件の実行犯の一部は、シリアに渡航してISIL等に参加していた外国人戦闘員であったとされている。

また、紛争地域にいる外国人戦闘員が、インターネット等を通じ、母国のイスラム教徒に向けて母語を使用して紛争地域への移住や国内でのテロの実行を呼び掛ける例もみられる。

(3) 平成27年以降に発生した主なテロ事件等

平成27年中には、図表特－２のとおり、世界各地でテロ事件等が相次いで発生している。また、28年に入ってからも、いずれも３月に発生したトルコ・アンカラにおける爆弾テロ事件、ベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件、パキスタン・ラホールにおける爆弾テロ事件等、テロ事件が相次いで発生している。

図表特－２　平成27年に発生した主な国際テロ事件等

発生月日	事件名
１月24日 ２月　１日	シリアにおける邦人殺害テロ事件
３月18日	チュニジアにおけるテロ事件
３月20日	イエメン・サヌアのモスクにおける連続爆弾テロ事件
４月　２日	ケニア・ガリッサにおける大学襲撃事件
10月　３日	バングラデシュにおける邦人殺害事件
10月10日	トルコ・アンカラにおける爆弾テロ事件
10月31日	エジプトにおけるロシア旅客機墜落事件
11月13日	フランス・パリにおける同時多発テロ事件

イエメン・サヌアのモスクにおける連続爆弾テロ事件（ロイター/アフロ）

エジプトにおけるロシア旅客機墜落事件（TASS/アフロ）

コラム　ホームグローン・テロリスト

ISILやAQ関連組織を始めとするテロ組織や過激主義者らは、インターネット上の各種メディアやSNSを利用したプロパガンダを通じて、過激思想を広め、構成員を勧誘するなどしている。また、ISILやAQ関連組織は、世界各地のイスラム教徒に、自国で独自にテロを行うよう呼び掛けている。

欧米等の非イスラム諸国で生まれ又は育ちながら、こうしたテロ組織等による扇動等に影響を受けて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする諸国の権益を狙ってテロを敢行する、いわゆるホームグローン・テロリスト（国内育ちのテロリスト）の危険性が各国で指摘されている。

平成27年12月に発生した米国・カリフォルニア州における銃乱射事件も、テロ組織等の扇動の影響を受けて過激化した者が自国内において引き起こしたテロ事件であるとみられている。

米国・カリフォルニア州における銃乱射事件で避難する人々（AFP＝時事）

コラム　フランス・パリにおける同時多発テロ事件及びベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件

平成27年11月13日（現地時間）、フランス・パリにおいて、劇場やレストラン等複数の場所を狙った同時多発テロ事件が発生した。この事件全体で、130人（実行犯を除く。）が死亡、351人が負傷した。

同事件に対しては、「ISILフランス」を名のる者が、インターネット上にアラビア語、フランス語等で犯行声明を配信した。この事件は、ISILによって組織的に行われたとされ、複数の実行犯がシリアにおいてISILに参加していたとされている。

また、28年3月22日、ベルギー・ブリュッセルの空港及び地下鉄において爆発物を使用した連続テロ事件が発生した。この事件では、32人（実行犯を除く。）が死亡、邦人2人を含む約340人が負傷した。

同事件に対しては、「ISILベルギー」を名のる者が犯行声明を発出した。

フランス・パリにおける同時多発テロ事件（ロイター/アフロ）

ベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件（AP/アフロ）

3 我が国に関連した主なテロ事件等

(1) 日本赤軍・「よど号」グループ

❶ 日本赤軍

ア 沿革

日本赤軍は、その前身の極左暴力集団である共産主義者同盟赤軍派（赤軍派）の「国際根拠地建設」構想(注1)に基づき、昭和46年、レバノンに向け出国した重信房子(注2)らによって組織された。

赤軍派の幹部であった重信房子は、当時、盛んにテロ事件を起こしていたテロ組織であるパレスチナ解放人民戦線（PFLP）と接触し、その支援を受けて、赤軍派の国際根拠地として、赤軍派アラブ支部を設立した。

国際手配中の日本赤軍

その後、赤軍派アラブ支部は、日本国内の赤軍派と決別し、独立の組織として、日本国内に対してアラブ赤軍を、国外に対して日本赤軍をそれぞれ名乗り、テルアビブ・ロッド空港における銃乱射事件（昭和47年５月）を皮切りに、ドバイ事件（48年７月）、ハーグ事件（49年９月）、クアラルンプール事件（50年８月）といった在外公館占拠やハイジャックによるテロ事件を引き起こした。クアラルンプール事件及びダッカ事件（52年９月）では、人質と交換に、我が国で服役、勾留中の日本赤軍や赤軍派の関係者を始めとする合計11人を釈放させるなど、武装闘争を繰り広げた。この間、49年には、名称を日本赤軍と統一した。ダッカ事件以降、日本赤軍は表面的には武装闘争を差し控えていたが、60年代に入って再び活動を活発化させ、「反帝国主義国際旅団」等の名の下に、ジャカルタ事件（61年５月）、ローマ事件（62年６月）、ナポリ事件（63年４月）等のテロ事件を相次いで引き起こした。その後、62年11月、国内に潜入していたメンバー１人の逮捕を皮切りに、世界各国で複数のメンバーが発見、逮捕され、日本赤軍が中東地域以外の地域に新たな拠点を構築することを目指し、活動を展開していたことが判明した。

イ 近年の動向

平成９年２月、メンバー５人がレバノンにおいて一斉検挙され、日本赤軍はレバノンという最重要拠点を失った。その後、メンバーの１人である岡本公三はレバノンに政治亡命を認められたが、他の４人については、12年３月に国外退去となり、帰国した際に警察が身柄を確保した。

さらに、警察は、12年11月、国内に潜伏していた日本赤軍最高幹部である重信房子を逮捕し、27年２月には、ジャカルタ事件の被疑者である日本赤軍メンバーの城崎勉を逮捕した。

逮捕された城崎勉
(Rex Features/アフロ)

13年４月、重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、未だに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も７人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

注１：革命を達成するために、社会主義国に根拠地を作り、そこに赤軍派の活動家を送り込んで軍事訓練を受けさせ、再び日本に上陸して、武装蜂起を決行するという構想
２：平成12年11月に潜伏先の大阪府内で逮捕され、22年8月、懲役20年の刑が確定した。

❷「よど号」グループ

ア　「よど号」ハイジャック事件

昭和45年３月31日、故田宮高麿ら９人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者５人及びその妻３人が北朝鮮にとどまっているとみられており(注１)、このうち３人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

国際手配中の「よど号」グループ

「よど号」ハイジャック事件(時事)

イ　「よど号」グループの動向

63年に欧州で北朝鮮工作員と接触したとして旅券返納命令を受けていた日本人女性６人が「よど号」事件の犯人の妻（１人は元妻）であることが、平成４年になって判明した。このうち、日本に潜伏中に逮捕された元妻を除く５人が返納命令に違反したため、警察は、同人らについて旅券法違反容疑で逮捕状を取得するとともに、ICPO(注２)を通じて国際手配を行った。これまでに、４人が帰国し、旅券法違反等で逮捕され、いずれも有罪が確定している。

依然として北朝鮮に滞在している「よど号」グループは、北朝鮮当局との密接な関係を基盤に、グループ全員の帰国を目指して、機関誌、インターネット等を通じ、盛んに自己の主張を訴えているが、現時点、帰国について具体的な動きはみられない。

ウ　日本人拉致容疑事案への関与

14年、かつて「よど号」グループと行動を共にしていた「よど号」事件の犯人の元妻の供述により、「よど号」グループが、朝鮮労働党の指導の下、金日成主義に基づいた日本における革命を目指して、日本人の拉致に深く関与していたことが明らかになった。

警察は、「よど号」事件の犯人である魚本(旧姓：安部）公博については、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」事件の犯人の妻である森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子については、石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

「よど号」グループは、マスコミ報道や声明文等を通じて拉致容疑事案への関与を否定し続けており、日本政府に対しては、拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、帰国をめぐる話し合いに応じるよう要求している。また、25年４月、同グループの魚本公博、森順子及び若林佐喜子は、結婚目的誘拐容疑の逮捕状の請求は違法であるとして、国家賠償請求を提訴したが、27年２月、最高裁において原告の敗訴が確定した。

注１：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。
　２：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

(2) 北朝鮮

❶ 北朝鮮による拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案等の捜査・調査状況

警察では、平成27年12月31日現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案１件（被害者２人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。このうち、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして８件に係る11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案(注)について、関係機関と緊密な連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査や調査を進めている。

イ 日朝協議

26年５月にスウェーデン・ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮が拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行うことで合意（以下「ストックホルム合意」という。）し、同年７月、北朝鮮が特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始したことから、日本政府は、同月、日本が独自に講じている対北朝鮮措置の一部を解除した。

しかし、北朝鮮は、27年７月、「包括的調査を誠実に行ってきているが､今しばらく時間がかかる」旨を日本政府に連絡し、その後拉致問題に何ら進展がない中、28年１月に核実験を行ったほか、２月には弾道ミサイルの発射を強行した。こうした状況を踏まえ、日本政府は、同月、26年７月に一部解除した対北朝鮮措置の復活を含む独自の対北朝鮮措置の実施を決定したが、これに対して北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく調査の全面的中止及び特別調査委員会の解体を表明した。

日本政府は北朝鮮に対し、ストックホルム合意を破棄する考えはないことを伝え、引き続き全ての拉致被害者の一日も早い帰国を強く求めているところであるが、現在までのところ、拉致被害者等の帰国は実現していない。

ウ 拉致の目的

北朝鮮の故金正日（キムジョンイル）国防委員長は、14年９月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致の目的について、「一つ目は、特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は、他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明した。また、「よど号」事件犯人の元妻は、故金日成（キムイルソン）主席から「革命のためには、日本で指導的役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならない」との教示を受けた故田宮高麿から、日本人獲得を指示された旨を証言している。

これらを含め、諸情報を分析すると、拉致の主要な目的は、北朝鮮工作員が日本人のごとく振る舞うことができるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるようにすることなどであるとみられる。

エ 拉致容疑事案等に関する取組

警察では、拉致容疑事案等に対する的確な捜査等を推進しているところであり、これらの事案等の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導や同事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。また、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施しているほか、広く国民から情報提供を求めるため、家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察のウェブサイトに掲載している。

警察では、今後とも、拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図り、関連情報の収集､捜査･調査に取り組むこととしている。

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、27年12月31日現在、876人である。

図表特－３　日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年９月	石川県鳳至郡（現 鳳珠郡）	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年６月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年６月ころ	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年７月	福井県小浜市	地村保志さん（23）地村（旧姓：濵本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井）（注１）
7	昭和53年７月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20）蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟）（注２）
8	昭和53年８月	鹿児島県日置郡（現 日置市）	市川修一さん（23）　増元るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年８月	新潟県佐渡郡（現 佐渡市）	曽我ひとみさん（19）　曽我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案（注３）
10	昭和55年５月ころ	欧州	石岡亨さん（22）　松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年６月	宮崎県宮崎市	原敕晁さん（43）	辛光洙事件
12	昭和58年７月ころ	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注１～３：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濵本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん、曽我ひとみさんの５人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表特－４　日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	髙　敬美さん（7）　髙　剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

図表特－５　国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	欧州における日本人女性拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井）辛光洙事件	辛光洙事件	母娘拉致容疑事案	アベック拉致容疑事案（新潟）
被疑者	魚本（旧姓・安部）公博	金　世鎬	辛　光　洙	金　吉旭	通称　キム・ミョンスク	通称　チェ・スンチョル
						
国際手配年月	平成14年10月	平成15年１月	平成14年９月（原さんへの成替容疑） 平成18年３月（地村夫妻拉致容疑） 平成18年４月（原さん拉致容疑）	平成18年４月	平成18年11月	平成18年３月

事案（事件）名	アベック拉致容疑事案（新潟）		姉弟拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案	
被疑者	通称　ハン・クムニョン	通称　キム・ナムジン	洪寿恵こと木下陽子	森順子	若林（旧姓：黒田）佐喜子
					
国際手配年月	平成19年２月	平成19年２月	平成19年４月	平成19年７月	平成19年７月

❷ 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。中でも、昭和62年に発生した大韓航空機爆破事件は、日本人を装った工作員により敢行された。

(3) 日本国内における国際テロ事件等

❶ 日本国内において発生した国際テロ事件

我が国において発生した国際テロ事件としては、新東京国際空港(注)におけるカナダ太平洋航空機積載貨物爆破事件がある。昭和60年６月23日、新東京国際空港の手荷物仕分場において預けられていた手荷物が爆発し、作業員の邦人２人が死亡したほか、４人が負傷した。63年、この事件の被疑者として、シーク教徒過激派の男１人が英国において逮捕され、平成３年、カナダにおいて有罪判決を受けた。

カナダ太平洋航空機積載貨物爆破事件(時事)

❷ 日本国内で発生した国際テロリストの関与が疑われる事件

ア　千代田区内同時爆弾事件

昭和63年３月21日、東京都千代田区内のビル前において時限式の爆発物が爆発し、同ビル１階に所在するサウジアラビア航空事務所の看板、窓ガラス等が破損した。また、この爆発と同時刻頃、同区内に所在するイスラエル大使館付近の駐車場においても、時限式の爆発物が爆発した。同事件発生の前後には、シンガポール、ドイツ等において、サウジアラビア権益等を狙ったとみられる爆破事件が多数発生していた。

イ　「悪魔の詩」邦訳者殺害事件

平成３年７月12日、茨城県つくば市内の筑波大学構内において、小説「悪魔の詩」（サルマン・ラシュディ著）の邦訳者であり、同大学の助教授であった男性が、刃物で切り付けられるなどして殺害された。「悪魔の詩」をめぐっては、イスラム教を冒とくする内容であるとの批判があり、イタリア語版の翻訳者が襲撃されるなどしていた。

コラム　「ボジンカ計画」の発覚とフィリピン航空機内爆破テロ事件

平成7年2月、5年2月に発生したニューヨーク世界貿易センタービル爆破事件の主犯格とみられるAQ幹部のラムジ・アハメド・ユセフがパキスタンで逮捕され、同人らが、東京を経由する便を含む米国旅客機12機を同時に爆破する計画である「ボジンカ計画」を企てていたことが明らかになった。計画者の一人であるハリド・シェイク・モハメドは、13年9月に発生した米国における同時多発テロ事件で中心的な役割を果たしたとされる。

さらに、6年12月11日にマニラ発セブ経由成田行きのフィリピン航空機内において、座席下に設置された爆発物が沖縄県大東島沖上空の公海上で爆発し、乗客の邦人１人が死亡した爆破テロ事件も、同計画のテストとして同人らによって敢行されていたことが判明した。

ハリド・シェイク・モハメド
(AFP=時事)

注：現在の成田国際空港

（4）日本人が海外で被害に遭った主なテロ事件等

❶ 日本に関連する主な国際テロ事件の年表（平成24年以前）

年月日	発生国	事件内容
平成８年12月17日 ～９年４月22日	ペルー	**在ペルー日本国大使公邸占拠事件**（ペルーの左翼テロ組織「トゥパク・アマル革命運動（MRTA）」が、天皇誕生日祝賀レセプションを開催中の在ペルー日本国大使公邸に、爆発物等を使用して侵入し、当初約700人に上る人質を取り、約４か月余りにわたって立てこもった。人質１人、特殊部隊隊員２人及び犯人グループ14人が死亡した。）
９年11月17日	エジプト	**エジプト・ルクソールにおける観光客襲撃事件**（エジプトの観光地ルクソールにおいて、イスラム過激派の武装グループ６人が銃を乱射し、邦人10人を含む62人が死亡、邦人１人を含む24人が負傷した。）
13年９月11日	米国	**米国における同時多発テロ事件**[注]（ハイジャックされた民間航空機４機が、世界貿易センタービル等に激突し、邦人24人を含む約3,000人が死亡し、又は行方不明となった。）
14年10月12日	インドネシア	**インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件**（バリ島のディスコ等においてイスラム過激派による連続爆弾テロ事件が発生し、邦人２人を含む202人が死亡、300人以上が負傷した。）
15年11月29日	イラク	**イラクにおける外務省職員殺害事件**（イラク・ティクリートの南方約30キロメートルの地点で、我が国の外務省職員２人を含む３人が、武装グループの襲撃を受け死亡した。）
16年５月27日	イラク	**イラクにおける邦人ジャーナリスト殺害事件**（イラクの首都バグダッド近郊で、邦人ジャーナリスト２人を含む３人が、武装グループの襲撃を受け死亡した。）
16年10月26日 ～同年10月31日	イラク	**イラクにおける邦人人質殺害事件**（イスラム過激派とみられる武装グループが邦人旅行者１人を人質とし、我が国に対してイラクからの自衛隊撤退を要求し、人質を殺害した。）
17年５月８日	イラク	**イラクにおける邦人拘束事件**（イスラム過激派とみられる武装グループがイラク・ヒート近郊で民間警備会社の車列を襲撃し、12人を殺害、邦人１人が行方不明となった。同年５月28日、同邦人とみられる遺体の映像がインターネット上に掲載された。）
17年10月１日	インドネシア	**インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件**（バリ島のレストラン等においてイスラム過激派が関与したとみられる同時多発テロが発生し、邦人１人を含む23人が死亡、146人が負傷した。）
20年８月26日	アフガニスタン	**アフガニスタンにおける邦人誘拐・殺人事件**（アフガニスタン東部のナンガルハール県において、武装グループが邦人１人を誘拐し、翌日同人の遺体が発見された。）
20年11月26日	インド	**インド・ムンバイにおける連続テロ事件**（インド・ムンバイにおいて、自動小銃や手りゅう弾等で武装した集団が、市内各所で無差別の銃撃等を繰り返し、ホテルやユダヤ教関連施設に立てこもった。邦人１人を含む165人が死亡、邦人１人を含む304人が負傷した。）

注：２頁参照

❷ 近年、海外において邦人が被害に遭った主なテロ事件等（25年以降）

ア　在アルジェリア邦人に対するテロ事件

25年１月16日、アルジェリア東部のイナメナスにおいてガスプラント等が襲撃され、邦人を含む同プラントの職員多数が人質として拘束された。同月19日までにアルジェリア軍による制圧作戦により事件は収束したが、邦人10人を含む40人が死亡した。

本件犯行について、警察は、イスラム武装組織「覆面部隊」の指導者である被疑者モフタール・ベルモフタールについて、人質による強要行為等の処罰に関する法律違反（加重人質強要、人質目的監禁、人質殺害）容疑等で逮捕状を取得し、ICPOを通じて国際手配を行っている。

在アルジェリア邦人に対するテロ事件（Photoshot/時事通信フォト）

モフタール・ベルモフタール（AFP=時事）

コラム　国際テロ事件における被害者支援

国外において邦人がテロ事件の被害に遭った場合、警察では、外務省と連携し、邦人の被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者やその家族、犯罪被害者の遺族等に対し、帰国時の空港等における出迎え支援や帰国後の国内での支援に関する情報提供等の活動を行うこととしている。

コラム　TRT-2(注1)

警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等を任務とするTRT-2を派遣することとしている。シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおけるテロ事件等の発生に際しても、TRT-2として、外事特殊事案対策官(注2)等を現地等に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。

図表特－６　TRT-2の概要

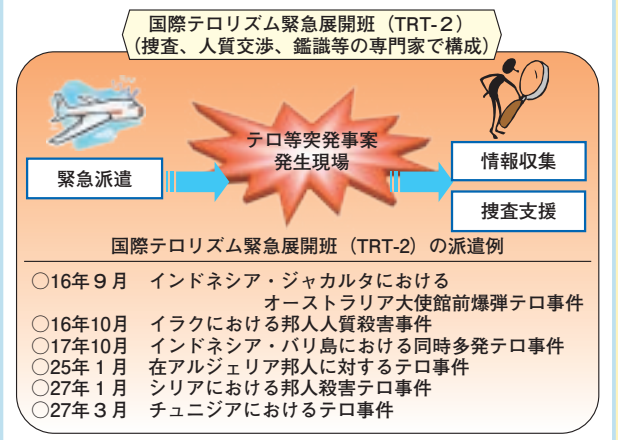

注１：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas（国際テロリズム緊急展開班）の略
２：平成25年１月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件を受け、国外における邦人や我が国の権益に関係するテロ事件等の重大突発事案に対処するために設置された。

イ　シリアにおける邦人殺害テロ事件

27年１月20日、26年中にシリアにおいて行方不明となっていた邦人２人とみられる人物の動画がISILによりインターネット上に配信され、この動画の中でISILの構成員とみられる男が拘束された２邦人の身代金として２億ドルの支払いを要求した。ISILは、その後要求内容を変遷させたが、27年１月24日に拘束された邦人のうち１人が殺害されたとみられる画像を、同年２月１日にもう１人が殺害されたとみられる動画をそれぞれインターネット上に公開した。

ISILは、２月１日に配信した動画の中で、日本政府を名指しして、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆したほか、その後、同組織のオンライン機関誌「ダービク」において、同様に邦人への攻撃を示唆した。

ウ　チュニジアにおけるテロ事件

27年３月18日、チュニジアの首都チュニスに所在するバルドー国立博物館において、武装グループが観光客を人質に立てこもる事件が発生した。発生から約３時間後に治安部隊の鎮圧により人質が解放されたが、邦人３人を含む22人が死亡したほか、邦人３人を含む42人が負傷した。この事件について、チュニジア政府がAQ関連組織の犯行であるとの見方を示す一方、ISILは、本件犯行がISILによるものであるという犯行声明を発出したほか、同組織のオンライン機関誌「ダービク」において、日本を含む「対ISIL有志連合」に参加している多くの国の国民を殺害し、苦しみを与えたことは成功であったと述べている。

チュニジアにおけるテロ事件で襲撃された博物館(EPA=時事)

エ　バングラデシュにおける邦人殺害事件

27年10月３日、バングラデシュのロングプールにおいて、人力車に乗車していた邦人１人が銃撃を受けて死亡した。この事件については、「ISILバングラデシュ」を名のる者が、インターネット上で犯行声明を発出した。

なお、バングラデシュでは、同年９月にも、首都ダッカでイタリア人男性がオートバイに乗った者らによって射殺される事件が発生しており、その際にも「ISILバングラデシュ」を名のる者が声明を発出していた。

バングラデシュにおける邦人殺害事件の現場
(Photoshot/時事通信フォト)

4 我が国に対する国際テロの脅威

平成25年１月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件、27年１月及び２月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、同年３月に発生したチュニジアにおけるテロ事件を始め、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等が発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

(1) 国際テロ組織による我が国への言及

前述のとおり、シリアにおける邦人殺害テロ事件において、27年２月１日にISILによって配信された動画には、日本政府を名指しして、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するメッセージが含まれていた。その後も、図表特－７のとおり、ISILは、オンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

図表特－７　ダービクにおける日本への言及

第７号（27年２月12日）

○シリアにおける邦人殺害テロ事件

人質とされた邦人の写真付き記事で、
「日本が我々に何の関心があるというのか。誰が、かくも困難で、強力、苛烈な戦いに、すなわち、パレスチナの地にいる我らの息子たちに対する犯罪に日本を引き込んだのか。アッラーの権限とお力にかけて、さあ、日本の異教徒たちに向けてカリフ国の剣は抜刀されたということを日本人に知らしめようではないか」
「安倍首相が、無思慮にも十字軍を支援すると表明し、首相の愚かさによって、ISILの優先的な標的ではなかった日本人、日本権益が、どこにあってもカリフ国兵士らの標的となった」
などと掲載した。

第８号（27年３月31日）

○チュニジアにおけるテロ事件

日本について、チュニジア事件で被害者を出した、「対ISIL有志連合」に参加する国の一つとして、
「この作戦で、十字軍同盟に関与している多くの国々（イタリア、フランス、英国、日本、ポーランド、オーストラリア、スペイン及びベルギー）の国民が、イスラム国の兵士たちの獲物となったことで、これらの国々に対して苦しみを味わわせるという成功をもたらした」
などと言及した。

第11号（27年９月９日）

○攻撃対象として我が国の外交使節団に言及

ISILへの移住（ヒジュラ）により戦闘に参加できない者に対し、
「ISILに敵対する攻撃対象となり得る権益は世界中にある。十字軍連合の軍だけでなく世界中にいるその市民に対しても攻撃を行え。」
などと呼びかけ、攻撃対象として日本の外交使節団を例示した。

第12号（27年11月18日）

○バングラデシュにおける邦人殺害事件

カリフの兵士たちがイタリア人や日本人の殺害に成功したと述べ、ダービク第７号に掲載された、日本を標的とする旨の文章に言及した。

AQについても、24年５月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが、明らかになった。また、米国で拘束中のAQ幹部のハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。

(2) 日本国内におけるテロ組織への共鳴

欧米諸国においては、シリアに渡航してISILに参加していた外国人戦闘員とみられる者が帰国後にテロを敢行した事件や、テロ組織とは直接の関わりはないとみられる者がISILやAQ関連組織等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自国内においてテロを引き起こす、いわゆるホームグローン・テロリスト(注1)による事件が数多く発生している。

我が国においても、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明する者が存在しており、日本国内においてもISILやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。

(3) テロリストの侵入

殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていた者(注2)が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していたことが判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていたにもかかわらず、偽造旅券を利用するなどして我が国に入出国を繰り返していた者(EPA=時事)

コラム 私戦予備陰謀被疑事件

平成26年10月、警視庁は、ISILに戦闘員として加わることを目的として、我が国からシリアへの渡航を企てた私戦予備及び陰謀の容疑で、大学生ら複数の関係者から事情聴取を行うとともに、都内の関係先数か所の捜索差押えを行った。ISILに参加しようとする日本人の存在が確認されたのはこの事件が初めてであり、我が国においても外国人戦闘員問題が現実の脅威であることが明らかとなった。

図表特－８　我が国に対する国際テロの脅威

注１：７頁参照
　２：同人は、国際連合安全保障理事会アル・カーイダ制裁委員会から、制裁対象として指定されている。

5 サイバー空間における脅威

(1) サイバーテロの脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中で、社会機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロ(注)の脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼすおそれのある問題となっている。また、テロの対象となる施設への侵入等、物理的なテロの実行を容易にする目的でサイバーテロが行われるおそれもある。例えば、攻撃対象の施設の電気設備を使用不能にするために、電力会社の制御システムを機能不全に陥らせて電力供給を停止させることを企図したサイバーテロが行われることが想定される。

❶ サイバーテロの情勢

我が国では、社会的混乱が生じるようなサイバーテロは発生していないものの、海外では不正プログラムによって重要インフラ事業者等のシステムに機能不全を引き起こす事案が発生している。

事例

平成25年３月、韓国の複数の放送局及び金融機関において、不正プログラムが同時多発的に作動し、数万台に及ぶコンピュータが機能不全を起こした。その結果、ATMやインターネットバンキングのシステムが停止するなど、社会経済活動に大きな影響が生じた。

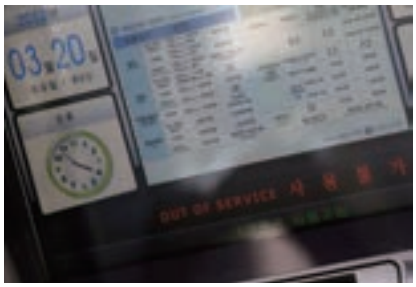

機能不全を起こした韓国金融機関のATM
(ロイター/アフロ)

事例

27年12月、ウクライナにおいて大規模な停電が発生した。ウクライナ政府は、これがサイバー攻撃によるものであると明らかにした。同国の電力会社のうち一社が、システムへの不正な侵入を受け、30箇所の変電所との通信を切断されたことにより、８万の顧客が停電の影響を受けたと発表した。

❷ 国際テロリスト等によるサイバーテロ

27年４月、フランスの国際放送局において、ISILの賛同者とみられる「CyberCaliphate」と称する者によるサイバーテロが発生し、同局の放送が一時的に停止した。加えて、公式ウェブサイトや同局のSNSアカウントが一時的に乗っ取られ、フランスのISILに対する空爆を非難する声明文等が同ウェブサイトや同局のアカウントに掲載される被害が発生するなど、テロリストはインターネットを攻撃手段としても利用している状況にある。

放送不可能となったフランスの国際放送局(AP/アフロ)

注：重要インフラ（情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む）、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の各分野における社会基盤）の基幹システム（国民生活又は社会経済活動に不可欠な役務の安定的な供給、公共の安全の確保等に重要な役割を果たすシステム）に対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

(2) 国際テロ組織等による インターネットの利用

ISILやAQ関連組織等のイスラム過激派組織は、インターネットを活用して過激思想を広め、構成員を勧誘するなどしている。また、テロの計画や準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報の配信、支持者からの活動資金の調達のように、テロの実行に向けた様々な準備のためにインターネットを利用しているとみられる。さらに、イスラム過激派組織等は、英語、フランス語等、様々な言語を用いて過激思想等を広めている。

例えば、ISILは、英語版オンライン機関誌「ダービク」の配信を始め、英語、フランス語等の複数の言語でインターネットにおけるプロパガンダを展開している。また、インターネットを通じて、世界のイスラム教徒に向けて米国を中心とした「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等の市民を殺害するよう呼び掛けており、これに呼応した可能性のあるテロ事件も発生している。さらに、ISILは、イラク軍兵士や異教徒、米国人や英国人の人質等を虐殺し、その映像をインターネット上で公開するなどしており、平成27年１月及び２月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件においても、ISILが邦人を殺害したとみられる動画がインターネット上に掲載された。

また、「アラビア半島のアル・カーイダ」（AQAP）が配信している英語版オンライン機関誌「インスパイア」では、爆弾の製造方法やテロの標的とすべき人物のリスト等が掲載されている。

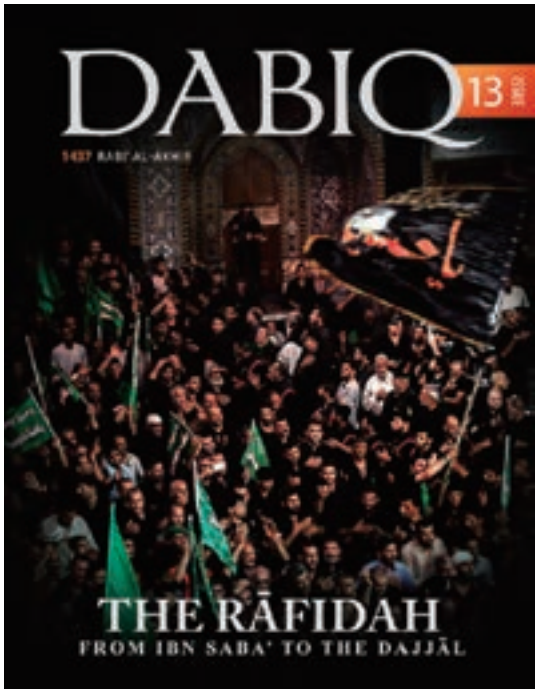

ISILがインターネット上に配信した英語版オンライン機関誌「ダービク」

AQAPがインターネット上に公開した「インスパイア」

1 警察における国際テロ対策

テロはその発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び事態対処の両側面からテロ対策を推進している。

(1)「警察庁国際テロ対策強化要綱」の策定

政府は、平成25年12月、「「世界一安全な日本」創造戦略」(注1)を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、「世界一安全な国、日本」を実現することを目指して各種犯罪対策を推進してきた。しかし、そうした中、27年１月及び２月にシリアにおける邦人殺害テロ事件が発生するなど、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなったことを受け、我が国に対するテロの未然防止等について議論するため、同年２月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部(注2)が開催された。同推進本部において、内閣官房長官より、政府一体となって各種テロ対策をより一層徹底・強化することが指示され、関係省庁間での検討が進められた。

政府における動きと連動し、警察庁においても、同月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策を検討・推進することを任務とする警察庁国際テロ対策推進本部(注3)を設置した。その後、警察庁では同推進本部を中心に諸対策の検討を行い、同年６月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までのおおむね５年程度を目途として推進していくべき施策を、「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。

警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきたところ、同年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、ソフトターゲット対策等、各種テロ対策を強化・加速化している。

図表特－９　警察庁国際テロ対策強化要綱の概要

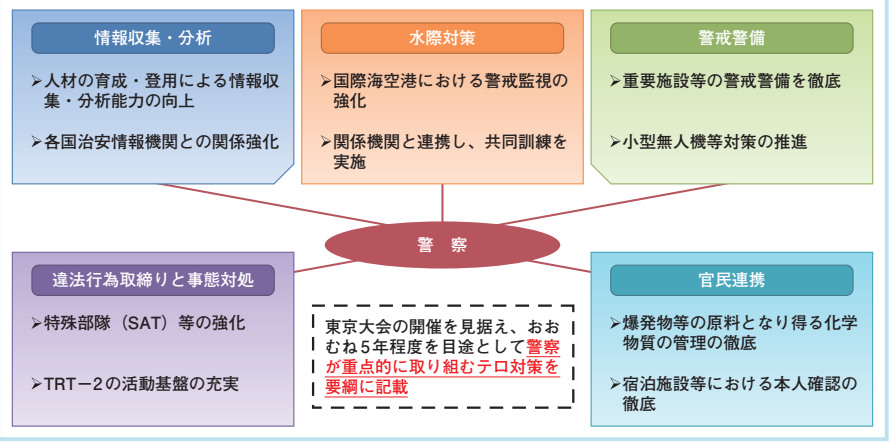

注１：213頁参照
２：国際組織犯罪等及び国際テロに対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効かつ適切な対策を推進するために、内閣官房長官を本部長として内閣に設置されている。
３：警察庁警備局長を本部長として設置されたが、27年６月の警察庁国際テロ対策強化要綱の策定と合わせて、次長を本部長とする体制に発展的に改組した。

(2) 情報収集・分析の強化

❶ 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。

また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合等、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。

❷ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加している。また、例年、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催している国際テロ対策セミナーにおいて、世界各国から招へいした実務担当者に対し、テロ事件の捜査技術に関するノウハウの提供を行っている。

コラム 国際テロ情報収集ユニットの設置等による国際テロ情報収集・集約体制の強化

官邸を司令塔として、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、平成27年12月8日、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の下に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」が新設された。あわせて、拠点となる在外公館に国際テロ情勢や現地事情、語学に精通する適任者が配置され、ユニットと一体となった情報収集を行うこととされた。

警察においても、こうした政府一体の取組の実効が上がるよう、情報提供や警察職員の派遣等を通じてユニット等と緊密に連携しながら、情報収集・分析を強化していくこととしている。

コラム インターネット・オシントセンター

国際テロ情勢やサイバー攻撃情勢等我が国を取り巻く警備情勢が厳しさを増す中、テロ対策やサイバー攻撃対策等警備諸対策におけるインターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁は警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。

図表特－10　インターネット・オシントセンターの仕組

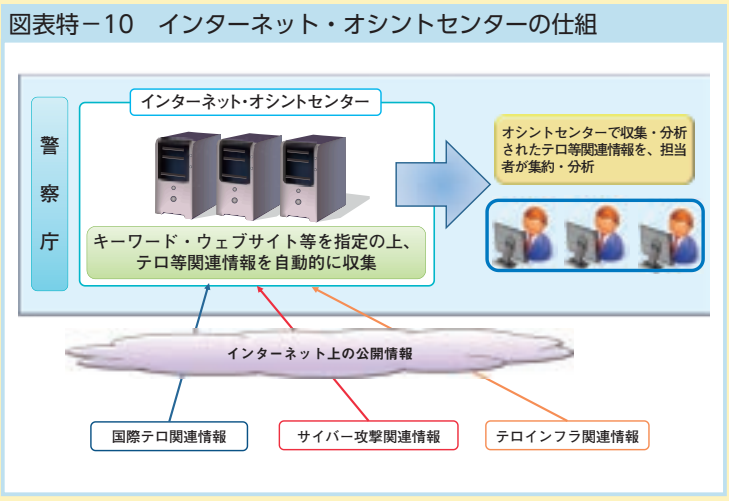

(3) 警戒警備

❶ 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、重要施設に対するテロ等の発生を未然に防止するため、首相官邸等の政府関連施設、原子力関連施設、鉄道等の公共交通機関、米国関係施設、駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化している。

重要施設の警戒に当たる機動隊員

❷ 原子力関連施設におけるテロ対策

ア　テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

イ　原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ(注)事案等への対処を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、マジックハンド、生化学防護服等を装備した原発特別警備隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

さらに、平成23年11月、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示された。これを受けて関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的に実施しているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、24年以降、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

ウ　警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。

❸ ソフトターゲット対策

27年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件や、28年３月に発生したベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件では、サッカースタジアムや劇場、地下鉄といった不特定多数の者が集まる施設等が標的となり、いわゆるソフトターゲットに対する警戒の重要性が改めて明らかとなった。警察では、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、ソフトターゲットに対するテロへの警戒を強化している。

コラム　靖国神社における火薬類取締法違反等事件の検挙

平成27年11月、靖国神社のトイレ内で爆発音がしたとの110番通報があり、同トイレ内から金属製のパイプ等が発見された。警視庁は、正当な理由がないのに靖国神社内苑に侵入したとして、犯行後に出国していた韓国人の男を、同年12月、同人が再来日した際に建造物侵入罪で逮捕した。さらに、捜査の結果、同人が同トイレ内において、金属製のパイプに詰めた黒色火薬を燃焼させて同トイレの天井を損壊し、出国したことや、同人が再来日した際に黒色火薬を日本国内に持ち込んだことなどが判明したため、警視庁は、火薬類取締法違反や関税法違反で同人を再逮捕した。

注：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの略称

(4) 小型無人機対策

警察では、小型無人機を使用したテロ等を未然に防止するため、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、上空に対する警戒を行い、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、資機材を有効に活用するなどして、その危害を排除することとしている。

コラム 警視庁における「無人航空機対処部隊」の編成

警視庁は、平成27年12月、小型無人機を捕獲するためのネットを装着したいわゆる迎撃ドローンを運用する「無人航空機対処部隊」を編成した。重要施設等の警戒警備において、違法に飛行する小型無人機を発見した際には、迎撃ドローンによりこれを捕獲し、周囲の安全が確保できる場所まで運搬することとしている。

小型無人機を捕獲する「迎撃ドローン」

コラム 小型無人機等飛行禁止法の制定

平成27年4月、内閣総理大臣官邸の屋上に男が小型無人機を落下させた事案を踏まえ、28年3月、国会議事堂、内閣総理大臣官邸等の国の重要な施設等に対する上空からの危険を未然に防止するため、小型無人機等飛行禁止法(注1)が制定され、同年4月7日から施行された(注2)。

同法は、対象として指定された施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域の上空について、いわゆるドローン等の小型無人機を飛行させることに加え、気球、ハンググライダー、パラグライダー等の機器を用いて人が飛行することを規制の対象とするものである。

警察では、同法を適切に運用し、国の重要な施設等における警戒警備を徹底するとともに、小型無人機等の飛行によるテロ等の発生を未然に防止するための対策に万全を期すこととしている。

図表特－11　小型無人機等飛行禁止法の概要

対象施設等の指定

対象施設
① 国の重要な施設等
② 対象外国公館等
③ 対象原子力事業所

対象施設周辺地域
対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300ｍの地域を指定
⇒ 対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止
※対象施設の管理者から同意を得た場合等は飛行可能
（事前に都道府県公安委員会へ通報）

小型無人機等の飛行の禁止

① 小型無人機を飛行させること
（無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人回転翼航空機（ドローン等）、無人滑空機、無人飛行船　等）

② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること
〔気球、ハンググライダー、パラグライダー　等〕

違反に対する警察官による命令・措置等

警察官は、本法の規定に違反して小型無人機等の飛行を行う者に対し、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずることができる。
また、一定の場合には、当該小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることができる。
【警察官による命令に違反した場合の罰則】１年以下の懲役又は50万円以下の罰金
※対象施設の敷地又は区域の上空を飛行した場合は直罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

注１：国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
２：その敷地等の上空において小型無人機等の飛行が禁止される国の行政機関及び原子力事業所に係る規定、気球等の機器を用いた人の飛行の禁止に係る規定等一部の規定については、28年５月23日に施行された。

(5) テロ対処体制の強化

❶ 特殊部隊（SAT）

特殊部隊は、昭和52年に発生した日本赤軍による「ダッカ事件」を契機として、警視庁及び大阪府警察に設置された。

その後、平成８年に、北海道、千葉、神奈川、愛知及び福岡の５道県警察においても設置され、その呼称が「SAT」（Special Assault Team）とされ、17年には、沖縄県警察にも設置された。

特殊部隊（SAT）は、全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事案や銃器等を使用した事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

特殊部隊（SAT）の訓練

❷ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、８年に全国の機動隊に設置された。全国で約1,900人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾楯等が配備されており、銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

銃器対策部隊の訓練

❸ NBCテロ対応専門部隊

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の９都道府県警察に設置されている。全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生化学防護服、生物・化学剤検知器等が配備されており、NBCテロが発生した場合に迅速に出動して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることを任務としている。

NBCテロ対応専門部隊の訓練

❹ 爆発物処理班

爆発物処理班は、全国の機動隊に設置されている。全国で約1,200人の体制で、X線透視装置、マジックハンド、爆発物収納筒、防護服、防爆楯等が配備されており、爆発物使用事案の発生に際し、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

爆発物処理班の訓練

❺ スカイ・マーシャル

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、16年12月から警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

(6) 関係機関との連携

❶ 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国においてテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官が置かれ、関係機関の連携の下、具体的な事案を想定した訓練を実施しているほか、施設警備の改善を図るなどの取組を行っている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、入国管理局、税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（APIS）(注1)や外国人個人識別情報認証システム（BICS）(注2)、乗客予約記録（PNR）(注3)、等を活用した水際対策を推進しているほか、今後、顔画像照合機能の活用・強化も図っていくこととしている(注4)。

港湾におけるテロ対策合同訓練

図表特－12　空港・港湾における水際対策・危機管理体制

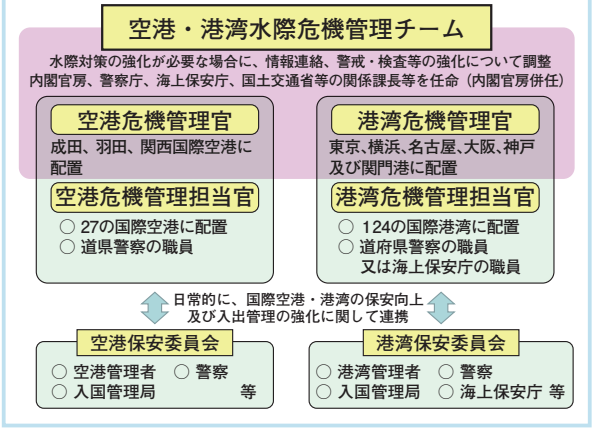

❷ 自衛隊等との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うとともに、都道府県警察と陸上自衛隊の師団等との間で武装工作員等による不法行為が発生した場合を想定した共同実動訓練を実施するなどし、重大テロ等が発生した場合に備えた対処体制の強化を図っている。このほか、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく関係機関との共同訓練を通じて、武力攻撃事態等(注5)及び緊急対処事態(注6)における被災情報等の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。

自衛隊との共同実動訓練

注１：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム
２：Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム
３：Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報
４：入国管理局では、平成19年から、上陸審査時に外国人から顔画像情報の提供を受けており、今後上陸審査時に当該顔画像情報と警察が保有するテロリスト等の顔画像情報を照合することにより、テロリストの我が国への上陸の阻止を図ることとしている。
５：武力攻撃事態（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）
６：武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

(7) 官民一体の「日本型テロ対策」の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、民間事業者、地域住民等と緊密に連携し、官民が一体となってテロ対策を推進することが不可欠である。そのため、警察では、官民連携の枠組みを構築し、研修会、訓練、パトロール等を共同で実施するなどの対策を推進している。

❶ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策の推進

警察と薬局従業員とのロールプレイング型訓練

爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。このため、警察では、過去に国内外の事案で爆発物の原料に使用されたことがある化学物質11品目(注)を指定し、その適正な管理等について、関係団体、学校等に対する周知・指導を関係省庁に要請するとともに、化学物質の販売事業者や化学物質を取り扱う学校等に対して個別訪問を行い、管理強化等を要請している。また、化学物質の販売事業者に対しては、不審な購入者の来店等を想定したロールプレイング型訓練を通じて、販売時における本人確認の徹底や不審な購入者に関する通報の促進を図るなど、関係省庁、民間事業者、学校等と連携し、爆弾テロ等違法行為の未然防止のための各種取組を推進している。

さらに、旅館、インターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に対しても、これらをテロリストが利用する可能性があることから、本人確認の徹底を促進するとともに、利用者に不審な点を発見した場合には、警察に速やかに通報するよう協力を求めるなどの対策を推進している。なお、いわゆる「民泊サービス」についても、テロリストを始めとする犯罪者の潜伏場所等として利用されるおそれがあることから、政府において行われている「民泊サービス」の在り方に関する検討に警察庁も参画している。

❷ テロ対策パートナーシップ

警視庁では、関係機関や民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等を推進するため、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させている。また、地域の特性に応じた取組を推進するため、警察署単位でも「地域版パートナーシップ」を発足させ、「テロを許さない街づくり」をスローガンに、テロ等を想定した合同訓練や都民の理解と協力を呼び掛けるためのキャンペーン等を実施している。

このようなテロ対策パートナーシップは、北海道警察や三重県警察等においても発足しており、民間事業者、地域住民等と緊密に連携したテロ対策を推進している。

テロ対策東京パートナーシップ

コラム 官民一体のテロ対策に取り組む国民の声

警察と連携してテロ対策に取り組む人達からは、近年における官民一体のテロ対策について、次のような声が聞かれた。

- 爆発物を使用したテロを防止するためには、不審情報を把握した時に警察に速報するなど、警察との連携強化が不可欠である(兵庫県の化学物質販売事業者)。
- イスラム国によるテロの危険性が日本に及んでいることを考えると、爆発物の原料となる物を取り扱っている店としては、他人事と捉えず、真剣に考えなければならない(愛知県の化学物質販売事業者)。
- 近寄りがたい警察から、フレンドリーな警察に印象が変わった。薬剤師会と警察はこれまで以上に連携して様々な対策に取り組まなければならない(大阪府の薬剤師会会員)。

注：硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目

(8) サイバーテロ対策

警察は、サイバー攻撃による被害を防止するため、重要インフラ事業者等との間で構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。また、この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っている。さらに、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策に関するセミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。

このほか、警察では平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請するとともに、我が国の事業者等に対するサイバー攻撃の呼び掛け等を警察が認知した場合は、対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

サイバーテロ対策協議会

事例

三重県警察では、平成27年11月、伊勢志摩サミットを見据えたサイバー攻撃対策の一環として、重要インフラ事業者等の職員を対象としたサイバー攻撃対策セミナーを実施した。セミナーにおいては、民間の有識者による講演を実施し、サイバー攻撃に関する最近の情勢及び対策について受講者の理解の醸成を図った。また、サイバー攻撃を受けたことを想定した事案対処に関する演習を、実際にパソコンを使用して実施することにより、受講者の緊急時の対処能力の向上を図った。

サイバー攻撃対策セミナー

事例

千葉県警察では、27年10月、神奈川県警察と連携し、鉄道事業者の基幹システムが標的型メールによるサイバー攻撃を受けたとの想定で、事業者との共同対処訓練を実施した。訓練の実施に当たっては、民間の有識者の助言を受けて作成した想定シナリオを使用したほか、あらかじめ構築した同事業者の基幹システムの模擬ネットワークを使用し、実際にサイバー攻撃が発生した場合と同様の対処を行うなど、より実践的な内容とすることで、事案対処能力の更なる向上を図った。

サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練

2 テロ資金対策

(1) これまでのテロ資金対策

❶ 国際社会の取組

テロ対策の要諦はその未然防止にあり、そのためには、テロリストの活動に不可欠な資金を絶つことが極めて重要である。また、テロリストの活動は国境を越えて行われるものであり、仮に十分な対策が執られない国があれば、当該国がテロ資金対策の「抜け穴」として利用されるおそれがあるため、各国が連携してテロ資金対策を講ずることが不可欠である。

このような理念の下、国際連合では、平成11年に、テロ行為に使用されることを意図して資金を提供する行為等の犯罪化等を義務付ける「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」が採択された。また、同年、国際テロリストの資産の凍結等を各国に求める国際連合安全保障理事会決議が採択されて以降、逐次テロ資金対策に係る決議が採択されてきた。さらに、マネー・ローンダリング(注1)及びテロ資金対策に関する国際協力を推進するために設置されている政府間会合であるFATF(注2)は、テロ資金対策等に関する勧告の遵守を各国に求めている。

コラム FATFとは

FATFは、平成元年のアルシュ・サミットにおいて、薬物犯罪に関するマネー・ローンダリング対策における国際協力の強化のため、先進主要国を中心として設置された政府間会合である。28年5月末現在、我が国を含む35の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、テロ資金対策等として、各国が講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示すとともに、加盟国における勧告の遵守を徹底するため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施している。

FATF全体会合

❷ 我が国におけるテロ資金対策

大規模なテロの敢行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要不可欠であることから、テロ行為を未然に防止するためには、テロリストがテロを実行するために資金その他の財産の提供を受け、又は財産を使用することを防ぐための取組が重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法(注3)に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制している。また、犯罪収益移転防止法(注4)に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者に対し求めている。さらに、外為法(注5)及び国際テロリスト財産凍結法(注6)に基づき、国際テロリストに係る取引を規制し、その財産の凍結等の措置を講じている。

注1：犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為
2：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略
3：公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律
4：犯罪による収益の移転防止に関する法律
5：外国為替及び外国貿易法
6：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

(2) 国際テロリスト財産凍結法

❶ 国際テロリスト財産凍結法の制定

平成13年10月、FATFでは、米国における同時多発テロ事件を受け、国際テロリストの資産の凍結・没収やテロ資金供与及び関連する資金洗浄の犯罪化を求める「テロ資金供与に関するFATF特別勧告」(注)を策定した。我が国においても、こうした国際社会の取組に対応するため、外為法に基づき国際テロリストに係る対外取引を規制してきたところであるが、国際テロリストに係る国内取引については規制されていなかったため、FATFからも早急に必要な法制上の措置を講ずることが求められていた。

このような状況を踏まえ、26年11月、国際テロリストに係る国内取引を規制するための国際テロリスト財産凍結法が成立し、27年10月に施行された。

❷ 国際テロリスト財産凍結法の概要

国際テロリスト財産凍結法は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が国際テロリストの財産の凍結等の措置を求めていることを踏まえ、我が国において実施すべき措置について必要な事項を定めるものである。

ア　規制の対象となる国際テロリスト

国際テロリスト財産凍結法では、国際連合安全保障理事会決議により設置された委員会が作成した名簿に記載されたタリバーン関係者や、ISIL及びAQ関係者等を、財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告することとしている。28年５月20日現在、同法に基づき、402個人98団体の国際テロリストが公告されている。

イ　公告された国際テロリストの財産の凍結等の措置

公告された国際テロリスト（以下「公告国際テロリスト」という。）は、金銭の贈与、貸付けを受けることなどの一定の行為をする場合には、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないほか、都道府県公安委員会は、公告国際テロリストに対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

❸ 関係機関や民間事業者との連携

テロ資金対策を徹底するためには、警察による取組に加え、民間事業者等と連携した官民一体のテロ資金対策が重要となる。そのため、警察では、国際テロリスト財産凍結法上の措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者等に、国際テロリストに係る情報を提供するなど、必要な情報提供を行っている。

図表特－13　国際テロリスト財産凍結法の概要

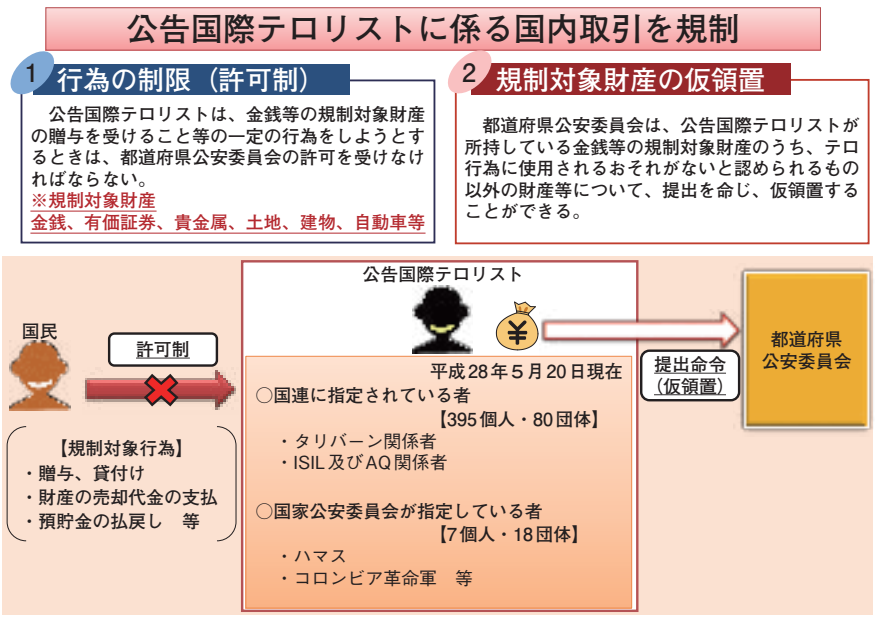

注：当初「８の特別勧告」であったが、16年に「９の特別勧告」に改訂された。さらに、24年には、マネー・ローンダリング対策に関する「40の勧告」と一本化され、新「40の勧告」に改訂された。

3 諸外国の国際テロ・サイバー攻撃対策

(1) 諸外国における国際テロ対策

世界各国において、主として平成13年の米国における同時多発テロ事件の発生以降、テロ対策を担う組織の創設・改編やテロ対策に関する法制の整備・改正により、テロ対策が一層強化されている。本項では、米国、英国、フランス及びドイツにおけるテロ対策に関連する組織や法制等の一部を紹介する。

❶ 米国

米国においては、14年、テロ対策を強化することなどを目的として、米国本土の安全保障に関する省庁を統合し、国土安全保障省（DHS）が新設された。DHSは、米国内におけるテロの未然防止等を責務としており、国境管理、運輸保安等、国土の安全を守るための政策に取り組んでいる。また、15年には、FBI(注)に「テロリスト・スクリーニング・センター」（TSC）が設置された。TSCは、関係機関の保有するテロリストやテロリストの疑いのある者の情報を統合したデータベースである「テロリスト・スクリーニング・データベース（TSDB）」を運用し、必要に応じて当該情報を国内外の関係機関と共有している。さらに、16年には、米国の情報コミュニティ全体を統括する国家情報長官（DNI）が新設されるとともに、同長官の下に、テロ関連情報を集約して対テロ戦略を調整する「国家テロ対策センター」（NCTC）が新設された。NCTCは、米国におけるテロ対策の筆頭機関として、国際テロ関連情報を集約・分析し、関係機関と共有するとともに、テロ対策戦略の企画及び立案等を行っている。

NCTCにおいて演説する米国大統領(AP/アフロ)

図表特－14　TSCの概要

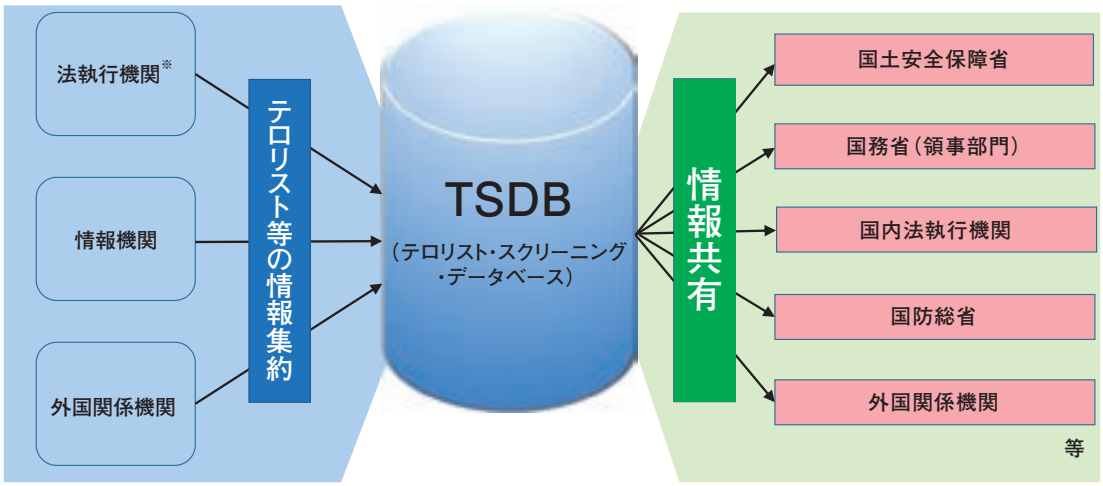

※「法執行」（Law enforcement）は、公の秩序の維持と法の執行を担う機関による犯罪の防止、探知及び捜査等の活動を指す総称的な用語として米国で用いられており、「法執行機関」（Law enforcement agencies）には、FBIや各自治体警察のほか、麻薬取締局（DEA）、税関・国境取締局（CBP）、沿岸警備隊（CG）等が含まれる。

注：Federal Bureau of Investigation（米国司法省連邦捜査局）の略

テロ対策に関する法制についてみると、テロの準備や実行に利用されることを知りながらテロリスト等に対して重要な支援をすること、具体的には、金銭、宿泊場所、訓練、専門的助言、隠れ家、偽造身分証明書、通信機器、武器、人員、輸送手段等を提供することなどが犯罪とされている（合衆国法典第18編第113B章第2339A・B条）。また、連邦職員は、「外国諜報監視裁判所」という特別な裁判所の命令を得て、外国勢力（注１）による国際テロや諜報活動に関する情報の取得を目的とした通信傍受を行うことができるほか（同法第50編第36章第1804条・1805条）、専ら外国勢力間で用いられている通信手段による通信を対象とし、かつ、米国民が当事者である通信の内容を取得する実質的な可能性がないなどの一定の要件を満たした場合には、外国諜報監視裁判所の命令なく、大統領の許可により通信傍受を行うことができる（同章第1802条）。さらに、司法長官は、テロ等の米国の安全保障を脅かす活動に従事していると信じるに足りる合理的な理由のある外国人を最長で６か月間拘束することができる（注２）（同法第８編第12章第1226a条）。

事例

27年４月、オハイオ州在住の男が、テロの準備や実行に利用されることを知りながらテロリスト等に対する重要な支援を行おうとしたなどとして訴追された。起訴状において、同人は、26年４月に米国からシリアに渡航して武器の取扱い等に関する訓練を受けた後、同年６月に米国に戻り、「アメリカ人を殺したい。特に軍人や警察官を標的としたい。」などと語っていたとされている。

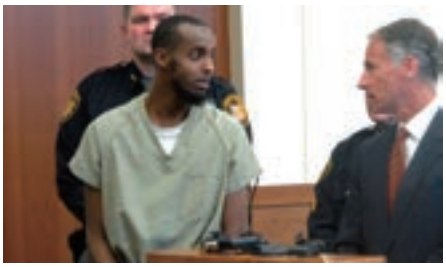

テロリスト支援行為の罪で訴追された男（中央）
（AP/アフロ）

事例

27年６月、マサチューセッツ州において、通信傍受によりテロを行う危険性の高い者として捜査当局が把握していた男に対し、警察官が尋問しようとしたところ、同人が刃物を振り回すなどしたことから、同人は警察官によって射殺された。捜査当局は、通信傍受によって同人とテロ計画について話し合っていたことを把握していた別の男についても逮捕した。

現場において男が所持していた刃物（EPA=時事）

❷ 英国

英国においては、15年６月、国際テロの脅威に対処するため、政府の情報関係機関のテロ情報を集約する「合同テロリズム分析センター」（JTAC）が新設された。JTACはテロ関連情報の収集や分析等を行っている保安庁（Security Service）の庁舎内に所在しており、国際テロに関する情報を分析・評価し、英国におけるテロの脅威レベルを設定するとともに、テロリストのネットワークや能力等のテロ脅威に関する情報を関係機関に提供している。

JTACが所在する保安庁庁舎（ロイター/アフロ）

注１：外国政府やその一部のほか、国際テロ組織等を含む（合衆国法典第50編第36章第1801条）。
２：司法長官は、拘束してから７日間以内に退去強制又は刑事訴追の手続を開始しなければならないが、当該外国人の釈放が米国の安全保障を脅かすと予想される場合には、６か月を限度として拘束期間を延長することができる。

テロ対策に関する法制についてみると、テロの実行又は援助の意図をもってその準備をすること、テロの実行若しくは準備又はその援助のために利用されることを知りながら有害物質の製造、取扱い若しくは使用等の技能に関する訓練等を提供し又は当該訓練等を受けること、テロの実行、準備又は扇動に関連する目的と合理的に疑われる状況で正当な理由なく物品を所持すること、正当な理由なくテロの実行や準備に有用な情報を収集することなどが犯罪とされている（2006年テロリズム法第５条及び第６条並びに2000年テロリズム法第57条及び第58条）。また、警察官等は、所管の国務大臣（警察官の場合は内務大臣）の許可に基づき、国家の安全保障や重大な犯罪の防止又は探知等を目的とした通信傍受を行うことができる（2000年調査権限規制法第５条）。さらに、警察官は、テロリストであると合理的に疑われる者を裁判所の令状なく最長で48時間拘束することができる（2000年テロリズム法第41条）。

❸ フランス

フランスにおいては、平成20年７月、内務省国家警察総局（DGPN）において国際テロに関する事件捜査と情報収集を担当していた国土監視局（DST）と国内テロに関する情報収集を担当していた総合情報局（RG）の統合により、対内情報中央局（DCRI）が新設された。DCRIは、26年５月、テロの抑止や防諜等を任務とする対内安全総局（DGSI）という内務大臣直轄の組織に格上げされ、テロ組織に係る情報収集や個人の過激化に係る情報分析等を行っている。

図表特－15　英国におけるテロ対策のための情報共有の枠組み

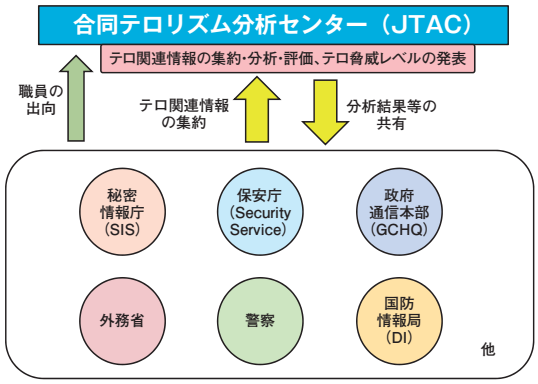

テロ対策に関する法制についてみると、テロを行う準備をする目的で結成された集団に参加すること、テロを行うために利用されることを知りながらテロ組織に対して資金等の提供、収集若しくは運用又はそのための助言の付与により財政的な支援をすること、テロを行う意図をもって攻撃対象についての情報収集や武器の取扱い等についての訓練をすることなどが犯罪とされている（刑法典第421-2-1条から第421-2-6条まで）。また、DGSI等は、緊急の場合を除き、国家技術情報活動管理委員会（CNCTR）の意見を事前に聴取した上でなされる首相の許可により、テロの防止等を目的とした通信傍受を行うことができる（国内治安法典第811-3条等）。さらに、警察官は、テロ等の組織的な犯罪を犯そうとしたと疑うに足りる理由がある者を最長で96時間拘束することができる(注)（刑事訴訟法典第62-2条、第63条及び第706-88条）。

事例

28年３月、フランス国内においてテロを計画していたフランス国籍の男が、武器の入手、爆発物の製造等のテロの準備行為を行った集団に参加した疑いで逮捕された。逮捕後に行われた捜索では、同人のアジトから、爆発物及びその原料となる化学物質やけん銃のほか、複数の盗難旅券や未使用の携帯電話等が押収された。フランス内務大臣は、この事件について、逮捕は数週間にわたる物理的・技術的な情報収集をした結果、実現したと発表している。

男の逮捕後、パリ近郊において行われた捜索の状況（AP/アフロ）

注：拘束期間は通常は最長で24時間であるが、１年以上の拘禁刑に処せられ得る犯罪に該当する場合には更に24時間延長可能であり、さらに、テロを含む「組織的な犯罪」に該当する場合には更に２回にわたり24時間ずつ延長可能である。

❹ ドイツ

ドイツにおいては、16年12月、テロ対策に関する迅速な情報交換や情報の適切な分析及び評価を行うため、政府や州の警察、情報機関等により構成される「共同テロ対策センター」（GTAZ）が新設された。GTAZは、独立した機関ではなく、関係機関が参加する枠組みであり、連邦刑事庁（BKA）が事務局を務めている。GTAZには、脅威評価、オペレーションに関する情報交換等を目的とする様々なワーキング・グループが設置されており、関係機関の職員が緊密に連携して情報交換や分析を行っている。

テロ対策に関する法制についてみると、銃器、爆薬、有害物質等の製造、入手、保管若しくは提供又はその製造や取扱い等に関する技能の教示により国家の安全に重大な危険をもたらす暴力的犯罪の準備を行うこと、テロ組織を支援することなどが犯罪とされている（刑法第89条a及び第129条a）。また、連邦情報庁（BND）や連邦憲法擁護庁（BfV）等は、連邦内務省等の許可により、国際テロ等による危険の防止を目的とした通信傍受を行うことができる（基本法第10条に関する法律第３条及び第５条）。さらに、BKAは、差し迫ったテロの実行又はテロの継続を阻止するために必要な場合には、関係者を拘束することができる（連邦刑事庁法第20条p）。

図表特－16　GTAZの概要

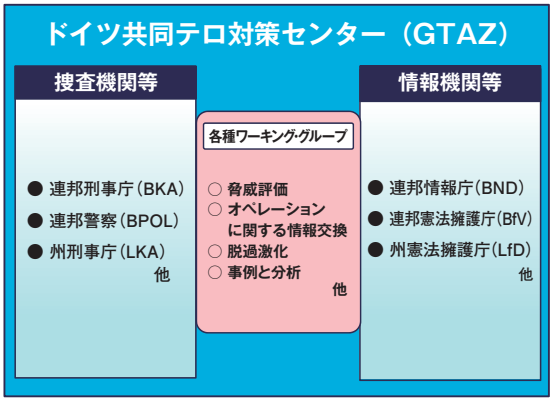

コラム　東南アジア諸国におけるテロリストと疑われる者の予防的拘束措置

東南アジアには、テロリストと疑われる者について、欧米諸国と比較して長い期間拘束する権限が当局に与えられている国がある。例えば、シンガポールでは、警察官は、同国の安全保障や公共の秩序維持上有害な態様で行動するおそれがあると信じる理由がある者を裁判所の令状なく拘束することができるほか（国内治安法第74条）、その者が同国の安全保障や公共の秩序維持上有害な態様で行動することを未然に防止するために必要であると大統領が認める場合には、内務大臣がその者について最長で2年間の拘束又は居住制限等を命ずるものとされている(注1)（同法第8条）。また、マレーシアでは、警察官は、テロへの関連性の調査の実施を正当化する根拠があると信じる理由がある場合には、いかなる者も裁判所の令状なく拘束することができるほか（テロリズム防止法第3条）、法曹資格及び法律分野における一定の経験を有する者を議長として構成されるテロリズム防止委員会が、警察官から提出された捜査報告書や警察官とは別に任命された調査官（Inquiry officer）(注2)から提出された報告書を踏まえてその者がテロの実行又は支援に関与したことがある又は関与していると認める場合で、必要と認めるときは、その者について最長で2年間の拘束又は最長で5年間の居住制限等を命ずることができる(注3)（同法第13条）。

事例

27年６月、シンガポール当局は、シリアでISILへの参加を企図していたシンガポール人の男１人を国内治安法に基づき拘束した。同人は、シンガポールに所在する欧米諸国の施設に対するテロを行う準備をしていたと供述しており、同年７月、同人について同法に基づく２年間の拘束命令が発せられた。

注１：命令の有効期間については、１回につき２年を超えない範囲内で延長可能であり、延長の回数に制限はない。
２：調査官は、テロリズム防止法に基づき無令状で拘束された者について、その者がテロの実行又は支援に関与していると信じる合理的な理由があるか否かを調査し、テロリズム防止委員会に書面で報告することを任務としており、内務大臣によって任命される。
３：命令の有効期間については、拘束命令は１回につき２年を超えない範囲内で、制限命令は１回につき５年を超えない範囲内で、それぞれ延長可能であり、延長の回数に制限はない。

(2) 諸外国におけるサイバー攻撃対策

近年では、ISILの賛同者とみられる者がサイバーテロを行うなどテロリストがインターネットを攻撃手段として利用している状況があり、また、物理的なテロの実行を容易にする目的でサイバー攻撃が行われるおそれもある。

こうしたサイバー攻撃の脅威に対処するためには、電気通信事業者等の民間事業者の協力が不可欠であり、世界各国においても、民間事業者の協力を得てサイバー攻撃対策を推進している。本項では、このような観点から、米国、英国、フランス及びドイツにおけるサイバー攻撃対策に関連する制度等の一部を紹介する。

❶ 捜査機関等と重要インフラ事業者等との連携状況

海外の捜査機関等においても、日本と同様に、重要インフラ事業者等の民間事業者や研究機関との間で情報共有のための枠組みを構築するなどして、官民の連携を推進している。

ア　米国

FBIにおいては、平成26年、本部サイバー部門に重要パートナー連絡ユニット（Key Partnership Engagement Unit）を立ち上げ、重要民間事業者の幹部社員との情報共有のための枠組みを構築したほか、民間事業者や研究機関ともネットワークを構築し、サイバー攻撃の脅威に関する情報の共有を行っている。

27年12月には、民間事業者が連邦政府や他の民間事業者等に対して情報提供を行うことを認める規定やその際の免責規定、連邦政府から民間事業者への情報共有に関する具体的な指針等を定めたサイバーセキュリティ情報共有法（CISA）が成立し、現在、国土安全保障省（DHS）を中心に、その実施に向けた準備が進められているところである。

コラム　インフラガード

インフラガードとは、平成8年に設立されたFBIと民間事業者との情報共有のための枠組みの1つである。企業、学術機関、法執行機関等の代表者等によって組織されており、サイバー攻撃や物理的な脅威から国の重要インフラを守るために情報共有を行っている。

インフラガードは全米の80を超える支部（InfraGard Members Alliance）から構成されており、それぞれの支部は、FBIの地方支分部局と連携している。

イ　英国

国家サイバーセキュリティ戦略（注1）に基づき、26年3月に「CERT－UK（注2）」が設立された。CERT－UKは、政府機関におけるサイバー事案対処、重要インフラ事業者によるサイバー事案対処への支援、産・学・市民におけるサイバーセキュリティに係る情勢認識の促進、各国のCERT間の連絡窓口等を担っているほか、サイバー攻撃の脅威に関する情報を共有するための枠組みであるCiSP（注3）（サイバーセキュリティ情報共有パートナーシップ）の運営主体としても機能している。CiSPは政府予算により運営されており、加盟者はサイバー攻撃に関連する情報を試験・分析・共有する産学合同チームである「Fusion Cell」から、サイバー攻撃の脅威に関する情報やサイバーセキュリティのぜい弱性に関する情報の提供を無料で受けることが可能となっている。CiSPへの加盟者数は、28年2月時点で、1,700組織以上、個人では4,400名以上となっている。

注1：サイバー空間における脅威のリスクを低減することなどを目的に、講ずべき措置について規定するものであり、23年に策定された。
2：Computer Emergency Response Team - United Kingdomの略。CERTとは、ネットワークに関する不正アクセス、不正プログラム等に関し、情報収集や分析等の対応を行う組織であり、諸外国において設置されている。
3：Cyber-security Information Sharing Partnershipの略

ウ　ドイツ

連邦刑事庁（BKA）を始めとする警察では、連邦及び州それぞれにおいて、重要インフラ事業者と連携してサイバー攻撃に係る情報交換を行っている。BKAは、国内主要銀行とG4C（The German Competence Centre against Cyber Crime e.V.）という組織を立ち上げ、オンラインバンキング関連犯罪等の事案に関する情報交換を行っている。

❷ 通信事業者における通信履歴等（ログ）の保存

日本では、プロバイダ等の事業者に対し、平素からログの保存を義務付ける制度が存在しない(注１)ため、サイバー攻撃に関する捜査を行う上で犯人の追跡が困難となることもあるなど、大きな課題となっている。国境を超えて行われるサイバー攻撃の捜査を行う上で、サイバー攻撃の実態解明や物理的なテロの未然防止につなげるためには、保存されているログを精査し、犯人を追跡することが必要である。

海外では、法令の規定等によりプロバイダ等の事業者に対してログの保存を義務付けている国もある。フランスでは、郵便・電子通信法典において、一定の条件(注２)の下で、通信履歴の保存を電気通信事業者に義務付ける規定が設けられている。ドイツでは、27年10月に、電気通信法等を改正する法律が成立し、遅くとも29年７月までに通信事業者に対してログの保存が義務付けられることとなる。

❸ 電気通信事業者の技術的協力義務

海外では、捜査機関が電気通信事業者の協力を得てテロリスト等によるサイバー攻撃に係る捜査を推進するために、電気通信事業者に対し、サイバー攻撃に関する捜査を行う上で必要な技術的な協力を法律により義務付けている場合がある。

米国においては、電気通信事業者に対し、事業者が提供・保有する暗号の解除を含めた法執行機関による傍受活動への支援を義務付ける法執行機関通信技術協力法（CALEA）が制定されている。

英国では、2000年調査権限規制法（RIPA）において、通信傍受及び通信履歴等の開示に係る電気通信事業者の協力義務が定められている。電気通信事業者には傍受令状を執行するための全ての措置を講ずる義務並びに通信履歴等の取得及び開示要求に対する遵守義務が課せられている。

フランスでは、刑事訴訟法典において、犯罪捜査の過程で入手したデータが暗号化されている場合には、予審判事や検察官は、あらゆる個人・法人に対して、暗号解除のための技術的な操作を命じることができるとされている。

図表特－17　ログの保存とサイバー攻撃に関する捜査

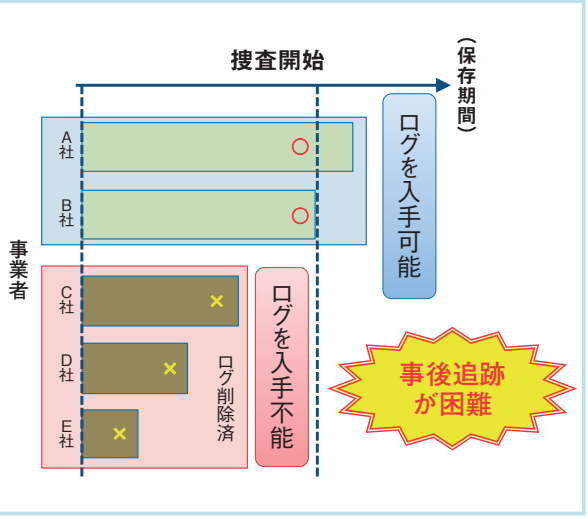

注１：総務省による「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」第23条の解説においては、通信履歴のうちインターネット接続サービスにおける接続認証ログ（利用者を認証し、インターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録）の保存について、事業者の業務の遂行上必要な場合、一般に６か月程度の保存は認められ、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、１年程度保存することも許容されるとされている。また、刑事訴訟法第197条第３項に基づき、通信事業者に対し、最大60日間、通信履歴の電磁的記録の保全要請を行うことは可能である。

２：刑事上の違反等に係る捜査等において必要であり、かつ、必要とする司法当局等のみに利用させることを目的とすることが条件とされている。

4 伊勢志摩サミット等警備

(1) 伊勢志摩サミット等警備の概要

伊勢志摩サミットは、平成28年５月26、27日、三重県志摩市賢島において開催された。また、オバマ・米国大統領は、27日のサミット終了後に、現職米国大統領として初めて被爆地・広島を訪問したほか、サミットの関係閣僚会合として、４月10、11日に広島県広島市で開催された外務大臣会合を皮切りに、５月20、21日に宮城県仙台市で開催された財務大臣・中央銀行総裁会議までのおよそ１か月半に８つの会合が集中的に開催された(注)。

第42回伊勢志摩サミット

伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合（以下、「伊勢志摩サミット等」という。）をめぐる脅威としては、我が国に対する脅威が現実のものとなっている国際テロの脅威、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等のデモ等に伴う違法行為、極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生等の国内の脅威、世界的に頻発しているサイバー攻撃の脅威の「３つの脅威」が考えられた。

これら３つの脅威を踏まえ、今回の伊勢志摩サミット等警備では、首脳会議に伴う警備（三重・愛知）及び関係閣僚会合に伴う警備（全国10都市）に加え、東京を始めとする大都市に対する警備の「３正面の警備」を完遂する必要があった。

そのためには、会議場周辺等における「陸上の警戒」、首脳会議開催地の賢島や各国首脳が利用した中部国際空港、外務大臣会合の主会場等周囲が海に囲まれた場所等における海上保安庁等と連携した「海上の警戒」及び米国における同時多発テロ事件のような航空機を使ったテロや、ドローン等小型無人機を使ったテロ等に対する「上空の警戒」の陸・海・空における「３方向の警戒」を徹底する必要があった。


伊勢志摩サミット警備状況

さらには、サミットに引き続いて現職米国大統領による初の被爆地訪問という歴史的行事が行われることとなり、厳重かつ大規模な警備を、伊勢志摩と広島の２か所で実施することとなった。

警察では、国民の理解と協力を得つつ、国内外要人の身辺の安全と行事の円滑な遂行の確保、テロ等違法行為の未然防止を図るために、全国警察の全ての部門が一体となって、テロ等関連情報の収集・分析、関係機関と連携した水際対策、ソフトターゲットにおける警戒、交通総量抑制対策その他警備諸対策を推進した。

こうした中、三重・愛知両県警察においては、全国警察から多数の特別派遣部隊の派遣を受け、伊勢志摩サミット警備を、広島・山口両県警察においては、米国大統領の広島訪問に伴う警備を、それぞれ完遂した。また、それまでに開催された関係閣僚会合についても、各県警察においてそれぞれの警備責任を全うした。さらに、全国警察においては、各地のソフトターゲット等における警戒警備についても徹底し、テロ等違法行為の発生を完全に防遏（あつ）するとともに、一般治安の確保にも万全を期すなど、開催国としての治安責任を全うした。


オバマ・米国大統領車列警護（広島）（朝日新聞社／時事通信フォト）

注：残り２つの関係閣僚会合として、28年９月、兵庫県神戸市において保健大臣会合が、長野県軽井沢町において交通大臣会合が、それぞれ開催される予定である。

(2) 伊勢志摩サミット等における警備諸対策

❶ 警察の総力を挙げた取組

警察庁では、平成27年６月、警察庁次長を長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置したほか、都道府県警察においては、三重、広島、宮城及び愛知の４県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策委員会等を、それぞれ設置して体制を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進した。

伊勢志摩サミット警備では、全国から三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約１万5,000人を含む最大時約２万3,000人が、米国大統領の広島訪問に伴う警備では、広島県警察への特別派遣部隊約1,900人を含む最大時約5,600人が、それぞれ動員されたほか、その他の関係閣僚会合でも、部隊の特別派遣を受けるなどして、所要の警備体制を構築した。

また、全国で機動隊等は、大規模なデモを適切に規制し、テロ等違法行為を未然に防止するため、複数の都道府県警察が合同で大規模な訓練を実施するなどしたほか、各国首脳等を直近で護る警護員については、実戦的訓練を繰り返し実施して、個々の警護員の実力向上を図った。特に、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、各都道府県警察の銃器対策部隊等については、対処能力の向上を目的とした実戦を想定した訓練を繰り返し実施することにより、テロ等の突発事案が発生した際に的確に対応できるよう万全を期した。

テロ対策訓練

❷ 官民連携、国民の理解と協力の確保

三重県警察では、27年10月、関係機関や民間事業者と連携して、テロ対策を推進するため、「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」を設立したほか、28年１月までに県下全18警察署に「地域版テロ対策パートナーシップ」を発足させ、関係機関とのテロを想定した合同訓練等の取組を推進した。

また、伊勢志摩サミット等警備では、全国各地で検問や交通規制等の実施が必要となる中、こうした取組が、市民生活に少なからず影響を及ぼすほか、テロや不審者等に関する情報について、通報等の協力を得るためにも、国民の理解と協力の確保が不可欠であった。そこで、警察では、ポスターやウェブサイト等各種広報媒体を活用した情報発信を実施するとともに、三重県においては、同県が主催する住民懇話会等各種会合に参画したほか、賢島に臨時警備派出所を設置するなど、国民の理解と協力の確保に努めた。

賢島臨時警備派出所

❸ サイバー攻撃対策

警察では、伊勢志摩サミット等関係施設の管理者や重要インフラ事業者等に対する個別訪問やサイバーテロ対策協議会等の開催により、最近のサイバー攻撃の情勢や手口についての情報共有等を推進した。また、伊勢志摩サミット等に影響を及ぼし得るサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナー等を実施するなどして、対処能力の向上に努めた。

❹ 国際テロ対策

警察では、国際空港・港湾において、関係機関や民間事業者と合同で、伊勢志摩サミット等に向けた各種訓練を実施するなど､水際対策を推進した。また、伊勢志摩サミット等開催を見据え、改めて関係省庁に対し、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理強化を要請するとともに、販売事業者等に対しても販売時の本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理の強化等を要請するなどした。

FEATURE
第3節

特集

今後の展望

警察では、これまで、我が国に関連するテロ事件や海外におけるテロ事件の発生等を受けて、関係機関とも連携しつつ、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、様々な取組を進めてきた。例えば、各国治安情報機関との緊密な関係の構築や質の高い情報の交換を行うため、警察庁警備局に外事情報部を設置するなど、情報の収集・分析機能の強化を図ってきた。また、テロリストの入国を阻止するため、関係機関と連携した水際対策を強化するとともに、近年の厳しい国際テロ情勢を踏まえて、政府関連施設や米国関係施設等の重要施設に対する警戒警備を強化してきた。さらに、万一テロが発生した場合にその対処及び被害拡大の防止に万全を期すため、特殊部隊（SAT）やNBCテロ対応専門部隊の装備資機材の整備や関係機関と連携した訓練等を通じて、その対処能力の強化を図ってきた。

他方で、各国がテロ対策を強化しているにもかかわらず、欧米諸国を始めとする国々でテロ事件が多発するなど、現下の国際テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、ホームグローン・テロリストによるテロの発生や、ISILを始めとする国際テロ組織に参加した外国人戦闘員が自国においてテロを引き起こすことが懸念されるなど、様々な国際テロの脅威に、日本を始め国際社会は対峙（たいじ）しているといえる。

このような情勢の中、我が国において平成32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえると、今後更なるテロ対策の強化が必要となる。

本節では、今後の国際テロ対策について展望するとともに、同大会を見据えたテロ対策に触れる。

1 国際テロ対策の今後の課題と取組

(1) 国際協力の推進

国際テロの脅威が国境を越えて広がっていることに加え、国境という概念がないサイバー空間で、インターネットを通じて過激思想の伝播（でんぱ）や過激派組織への勧誘が行われていることなどから、国境を越えて活動するテロリストの情報を一国だけで把握し、対策を講ずることは難しく、テロを一国だけで防ぐことには限界がある。

そこで、国際テロを未然に防止するためには、国際社会が一丸となってテロ対策を進める必要があり、各国治安情報機関との信頼関係の構築及び情報交換の強化、水際対策の徹底等、国際社会と連携したテロ対策を一層推進しなければならない。

警察では、警察庁職員の各国治安情報機関等への出張の機会の拡充や、各国治安情報機関幹部の我が国への招へい等により、各国治安情報機関との間で密接な連絡体制を構築し、テロ関連情報の収集・分析を更に強化している。加えて、テロ対策に関する国際会議等により積極的に参加することなどにより、テロ対策に関する国際協力を更に推進することとしている。

(2) テロ対策を推進するための治安基盤の強化

テロに関する情報は断片的で、その真偽や価値が個々の情報からだけでは容易に判断できないものが多い。そのため、情報収集活動、捜査活動、警戒活動等のあらゆる警察活動を通じて得られた情報を警察庁において集約し、分析するとともに、テロの未然防止に向けてこれを活用する必要がある。

また、海外においてイスラム過激派によるテロ事件が相次いでいる状況を踏まえると、収集したテロ関連情報を的確に分析するためには、イスラム過激派組織等に関して、言語、社会、情勢、テロの手法等に精通した人材が必要である。そこで、テロ対策に関する知識等の実践的な教育や訓練の実施に加え、職員に外国語や外国文化を習得させることなどを通じ、人的基盤の強化を推進することとしている。

さらに、最先端技術を活用した装備資機材の高度化、最新の情勢を踏まえた新たな装備資機材の研究・開発を推進するなど、物的基盤の強化も推進することとしている。

(3) 新たなテロ対策の導入の検討

我が国では、米国における同時多発テロ事件以降、国際テロリスト財産凍結法を制定するなど、テロ対策に係る様々な法令の改正等に取り組んできた。他方、諸外国においても、各国の実情に応じてテロ対策に関する組織や制度が整備されているところ、それらの中には我が国にはないものも見受けられる。

近年の厳しい国際テロ情勢を踏まえ、警察においても、諸外国の組織や制度と、我が国の組織や制度を比較しつつ、新たなテロ対策の導入について引き続き検討を進めていくこととしている。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策

オリンピック・パラリンピックは、国際的にも極めて注目度の高い行事であり、過去には、昭和47年のドイツ・ミュンヘンオリンピックにおいてイスラエル選手団襲撃事件が、平成８年の米国・アトランタオリンピックにおいてオリンピック百年記念公園爆弾テロ事件が、それぞれ発生している。

我が国は、開催国としての治安責任を全うするために、万全の警備措置を講じて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心を確保する必要がある。その一方で、オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であり、その警備に当たっては、選手や観客が楽しめるものとすることも重要である。警察としては、同大会の安全・安心の確保に向けて、こうした点にも配慮しつつ、大会組織委員会等の関係機関とも連携して、次のとおり政府における枠組みに参画することなどにより、テロ対策等を着実に推進し、警備に万全を期す必要がある。

(1) 政府における枠組み

政府においては、平成27年11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、セキュリティ対策を含め、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。その一例を示すと、テロ対策を始めとするセキュリティ対策を政府一丸となって推進するため、26年10月、内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とするセキュリティ幹事会を設置するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティ等の分野別のワーキングチームを設け、各種対策に取り組んでいる。

(2) 警察の取組

警察庁では、平成26年１月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室を設置し、同大会における警備諸対策について検討を進めている。また、同大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」の役割を警察庁次長が担うこととされているほか、29年７月を目途に、同大会に関する情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターが警察庁に設置されることとなっており、必要な検討を進めている。

また、警視庁では、26年１月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下「対策本部」という。）を発足させるとともに、同年８月、同大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。27年11月には、対策本部と同大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「MPD-TOKYO2020 Sponsorship Partnership（P3TOKYO2020）」が設立された。警視庁は、同大会におけるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、大会の成功に向けてP3TOKYO2020に参加する公式パートナー企業と協力して取り組むこととしている。

警察活動の最前線

注：掲載されているキャラクターは、
都道府県警察のマスコットキャラクターです。


ミーポくん

伊勢志摩サミット警備での取組について

三重県がサミット開催地に決定したのは、開催まで300日足らずしか残されていない平成27年６月のことでした。

準備に残されていた時間は充分とはいえませんでしたが、「安全こそが最善のおもてなし」を合い言葉に、過去に三重県で経験したことのない規模の警備に対し、警察や関係機関・団体等が一丸となって取り組みました。

中でもドローン対策については、手探り状態からのスタートであり、ドローンそのものの研究から始め、先進的な研究を行っている大学教授や、民間事業者などの専門家から情報提供を受けるなどして、ドローンを使用した攻撃の手法やその対策方法の研究を行いました。

これらの研究成果は、全国初となるドローンの飛行を規制する条例に反映されたほか、テロの未然防止を図るための各種の事前対策に活用されました。そして、ドローンの例にとどまらず、各種会合において県民への説明と対話を繰り返し行い、県民の理解と協力を得られたことなどで、無事にサミット警備を完遂することができ、私にとって貴重な経験となりました。

今後はサミット警備で得た県民との信頼関係を新たなスタート地点として、より安全で安心な社会の実現に向けて職務に取り組んでいきたいと思います。

from 三重県警察本部警備部サミット対策課実施第三係
（現　三重県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
サイバーセキュリティ対策係）
佐藤（さとう） 大志（だいじ） 警部補


コノハけいぶ

外国人社会とのかけ橋

「サイン下さい！」ブラジル人学校で交通安全等についての講話を終えると、一人の児童が私に近寄って来ました。そこには始まる前の私たち警察に対する怪げんそうな表情はなく、いかにもブラジル人らしい人懐こい笑顔がありました。私の拙いポルトガル語でも、伝えたいことが彼らに届いたと感じる瞬間です。

私は外国人集住地域総合対策の一環でメディアへの出演や講演等を行っていますが、外国人社会と警察の橋渡し役として、彼らと直接話をすることは私の仕事の基本となっています。ブラジル人コミュニティからは、「なぜ警察がポルトガル語を？」と驚かれますが、警察官が外国語で情報提供することは、外国人社会と警察の距離を縮める有効な手段だと感じています。また、私はブラジル人団体が運営するインターネットラジオ放送に出演し、毎回、ブラジル人も犯罪や事故の被害者にならないようにポルトガル語でいろいろな対策や注意点を訴え続けています。最近では、リスナーの皆さんから質問や意見が寄せられたり、「警察アリガトね。ポルトガル語うまくなってきたね」とエールをいただいたりと、私たちの活動への理解も実感しています。

日本の外国人社会とその周囲との間には、言葉の壁がありますが、安全安心を望む思いに国籍は関係ありません。外国人の皆さんが警察を身近に感じ、笑顔で暮らせるよう、これからも語学をいかした活動に取り組んでいきたいと思っています。

from
愛知県警察本部警務部教養課
国際警察センター国際企画係
長島（ながしま） 徹（とおる） 警部補